2 8 監 総 第 6 3 7 号 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

 東京都監査委員
 鈴
 木
 晶
 雅

 同
 藤
 井
 一

 同
 友
 渕
 宗
 治

 同
 岩
 田
 喜美枝

 同
 松
 本
 正一郎

平成28年10月17日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、必要な措置を請求できるものである。

本件請求が適法となるためには、請求人は都の住民であることが要件となるものである。

したがって、都外の住所を記載している請求人については、住民監査請求の請求人た る資格を欠いている。

また、都内の住所を記載している請求人のうち、住所地として記載された各区市に住 民登録の照会をした結果、住民票が存しない旨の通知を受けた者については、都の住民 であることが確認できない。

よって、以上の者に係る本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

2 8 監 総 第 6 3 7 号 平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日

(略・都の住民であることが確認できた請求人)

 東京都監査委員
 鈴
 木
 晶
 雅

 同
 藤
 井
 一

 同
 友
 渕
 宗
 治

 同
 岩
 田
 喜美枝

 同
 松
 本
 正一郎

平成28年10月17日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求において請求人は、都公安委員会が沖縄県東村高江における各種警備事象への対応のため警視庁機動隊員を沖縄県に派遣することを決定し、その派遣中に当該機動隊員が行った違法性のある行為は許されず、かかる業務に従事する機動隊員への俸給の支出(以下「本件支出」という。)は違法・不当な公金の支出に当たるとして、当該機動隊員の派遣を中止するよう求めているものと解される。

すなわち、請求人は、当該警備業務を生じさせることとなった沖縄県への派遣決定(以下「本件派遣決定」という。)についての違法を本件支出が違法・不当であることの理由 としている。

しかしながら、本件支出は、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)に基づき、継続的に支出されており、本件派遣決定を原因として行われたものではない。

財務会計上の行為の原因とならない行為についての違法を主張することで、当該財務会計上の行為の違法・不当の理由たり得るとすれば、俸給という公金の支出の違法を争うことによって、およそ職務命令によって行われる広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟及びその前提としての住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触するものと考えられる。

仮に、本件支出と本件派遣決定とが、財務会計上の行為とその原因となる行為の関係にあったとしても、平成4年11月30日東京高等裁判所で是認された平成3年9月17日水戸地方裁判所判決によれば、「(当該財務会計上の行為とその)原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用(このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。)であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになる」ため、「右関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件になっている場合など前者が後者の直接の原因ということができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当」としている。

このことからしても、請求人が主張する本件派遣決定についての違法は、本件支出の 違法・不当の理由とならないと考えざるを得ない。

したがって、請求人は、本件支出自体の違法性・不当性を主張すべきところ、請求人は本件派遣決定の違法を主張するのみであり、本件支出自体の違法性等を示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。